

社会福祉法人あおい会 役員・評議員報酬規定

社会福祉法人あおい会

社会福祉法人あおい会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あおい会(以下「この法人」という。)の定款第9条及び第24条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本法人を主たる勤務場所とする理事をいう。
- (3) 報酬とは、法第45条の8第4項で準用する一般法人法第196条、16第4項で準用する一般法人法第89条、18第3項で準用する一般法人法第105条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金である。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人の役員等は無報酬とする。

(報酬の額等)

第4条 前項の規定にかかわらず、常勤役員のある場合は、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は別表第1に定める金額の範囲内とする。

(費用)

第5条 この法人は、役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 役員等には、法人の用務で出張に要する旅費(旅行雑費、宿泊料等を含む)を、実費相当を支給することができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附則

この規程は、改正社会福祉法(平成29年4月施行)に係る定款承認後施行する。

この規定は、平成30年1月26日から施行する。

この規定は、平成30年5月22日から施行する。

別表第 1

役 職 等	報酬等の額
常 勤 役 員	1 人につき年間総額 6 0 0 万円までの範囲内
非 常 勤 役 員	無報酬 ただし交通費、旅費は実費相当を支給する
評 議 員	無報酬 ただし交通費、旅費は実費相当を支給する